

第8章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第7条）、現在その傘下に金融分科会（その下部機関として、第一部会、第二部会、特別部会）、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っている。（資料8-1-1～2参照）

II 平成16事務年度の主な開催実績

1. 総会（第19回（17年2月2日開催）※金融分科会との同日開催）

総会においては、平成16事務年度には、17年2月に委員改選後の初会合が行われ、議事運営について従来どおりの対応とすることと、総会の下に引続き自動車損害賠償責任保険制度部会及び公認会計士制度部会を設置することが了承された。

2. 金融分科会（第7回（17年2月2日開催）※総会との同日開催）

金融分科会においては、国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項について調査審議を行うこととされており、16事務年度には、16年12月に取りまとめられた金融改革プログラムに関する報告を踏まえ、部会の垣根を越えた審議を行うとともに、今後の進め方について議論（情報技術革新と金融制度に関するWGの設置）を行った。

3. 金融分科会第一部会（第20回（16年9月28日開催）～第32回（17年6月28日開催））

第一部会においては、証券取引のグローバル化、情報化等に対応した市場インフラ、取引の枠組み・ルールの整備等について議論することとされており、16事務年度には、投資に着目した横断的法制としての「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた検討を行うとともに、報告「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」（16年12月24日：資料8-1-3参照）を取りまとめた。

4. 金融分科会第二部会（第18回（16年10月5日開催）～第24回（17年2月16日開催））

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能のあり方に関する事項を中心に検討することとされており、16事務年度には、報告「保険契約者保護制

度の見直しについて」（16年12月14日：資料8-1-4参照）、報告「根拠法のない共済への対応について」（16年12月14日：資料8-1-5参照）を取りまとめた。

5. 金融分科会特別部会（第12回（16年8月3日開催）～第18回（16年12月20日開催））

特別部会においては、金融分野における個人情報保護のあり方について、従来より検討を行ってきたところであるが、16事務年度には、17年4月からの「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に向け、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」（平成16年12月6日：金融庁告示第67号）、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」（平成17年1月6日：金融庁告示第1号）等の検討を行った。（資料7-5-1参照）

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）は、自動車損害賠償保障法（自賠法）第31条を設立根拠として、金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項は、

- ①自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ②自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令等である。

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料8-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）のうちから内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、倉澤康一郎氏（慶應義塾大学名誉教授）である。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成17年1月20日に第120回自賠審、21日に第121回自賠審が開催された。

第120回自賠審においては、自賠責保険の基準料率の検証結果に係る審議、保険料等充当交付金（政府の特別会計から交付、国土交通省所管）に係る報告等が行われた。仮に自賠責保険の基準料率の改定を行わない場合には、保険料等充当交付金の減額により、17年度の契約者負担額は平均で11.7%の増加が見込まれた。他方、16年度末の保険会社の累積運用益等が当初見込みを上回る状況にあったことから、累積運用益等を17年度から20年度までの4年間で契約者に還元する形で自賠責保険の基準料率を引下げ、契約者の負担増を緩和することとされた。

これを受けて、第121回自賠審において、17年4月1日からの自賠責保険の基準料率を平均で6.3%引下げることが了承された。この結果、同年4月1日からの自賠責保険に係る契約者負担額は、保険料等充当交付金の減額による負担増加分を加えたトータルで平均5.4%の増加となった。

この他、第120回及び第121回自賠審においては、自賠責保険普通保険約款及び

算出方法書の一部変更、自賠責共済規程の一部変更等について了承された。また、自賠責保険診療報酬基準案、17年度自賠責特別会計の運用益の使途、同年度保険会社の運用益の使途等についての報告がなされた。

(注) 自賠責保険契約者負担額は、基準料率から保険料等充当交付金を控除した額。

第3節 企業会計審議会

I 最近の活動状況

企業会計審議会は、企業会計の基準、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議することとされている。

II 平成16事務年度の開催状況

1. 第二部会における審議

監査業務のみならず、レビュー業務等を含めた保証業務の概念的枠組みを整理し、同業務に対する社会からの信認を確保することを目的として、16年3月から「財務諸表の保証に関する概念整理」について審議を開始した。同年6月に公開草案を公表し、広く意見等を求めたうえで、最終的な審議を行い、同年11月に「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」を公表した。

2. 内部統制部会及び監査部会における審議

17年1月の総会において、従来の部会構成が、企画調整部会、第一部会、第二部会から、企画調整部会、内部統制部会、監査部会に改組され、内部統制部会及び監査部会では以下の事項について審議を行った。（資料8-3-1参照）

- ① 内部統制部会においては、ディスクロージャーをめぐる最近の不適正な事例を踏まえ、内部統制の充実を図ることが重要との観点から、17年2月から財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の策定について審議を行った。
- ② 監査部会においては、会計監査をめぐる最近の非違事例や監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえ、17年3月から監査法人の品質管理の向上等に向けて、監査基準の改訂等について審議を行った。

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：岩原紳作東京大学法学部教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として平成12年9月に設置されたものである。（メンバー：資料8-4-1参照）

（注）早期に実施すべきとされた項目は、

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
- ② 苦情・紛争処理手続の透明化
- ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
- ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
- ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善の各点である。

II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで29回の協議会を開催してきた。（各回のテーマ：資料8-4-2参照）

1. 「早期に実施すべきとされた五つの項目の実施を担保」

（1）標準化に向けたモデルの作成

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、手続の整備を進めていくためには指針となるべき「モデル規則」が必要とのコンセンサスが生れた。その結果、ワーキンググループを編成して、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（以下「モデル」と略。資料8-4-3参照）を策定（14年4月25日）した。

モデルとして一つの標準的な手続を示すことにより、手続の透明性の向上のみならず、フォローアップの充実や実績の積極的公開、消費者への周知等のワーキンググループ報告で指摘された多くの論点に関して、個々の苦情・紛争解決支援機関が採るべき対応を具体化したものとなった。

（2）モデルを活用した規則の整備

モデルの策定後は、各業界団体・自主規制機関における手続規則及びその運用をモデル規則の各項目毎に対比するという自己評価を実施し、協議会では、その結果を基にしてフォローアップを実施した。フォローアップにおける意見交換を踏まえ、具体的な苦情・紛争解決手続の創設・改正を各団体に促した結

果、金融審議会の答申に記された5つの課題に関連する規則の改善について、一定の成果を得ることができた。

(3) モデルを活用した運用の改善

また、運用面では、特に、機関間連携や広報活動を含む消費者アクセスといった項目について、各団体における自主的な取り組み状況等を収集し、ベスト・プラクティスの共有に努めた。

なお、各団体における規則及び運用の改善状況については、年度毎の比較表の作成・公表を行った。

2. 「金融分野における裁判外紛争処理制度の改善」

(1) 苦情・紛争事例に関する情報・意見交換

各団体が取扱った苦情・紛争事例について情報交換を行ない、ベスト・プラクティスの共有化を図ることで、苦情紛争解決実務における改善に努めた。

(2) 裁判外の紛争解決制度に関する情報・意見交換

司法制度改革推進本部による「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（いわゆるADR法）^注」についての検討状況、海外の金融分野におけるADR事情などについて、情報・意見交換を行なった。

注：「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（いわゆるADR法）」は、16年12月1日に公布。19年5月31日までに施行とされている。

(3) 「金融サービス利用者相談室」について

金融サービス利用者相談室の立上げに向けた準備状況や運営方針について、情報・意見交換を行った。

また、第29回協議会（17年6月3日）において金融サービス利用者相談室長が協議会委員となることが了承され、「相談室」の立上げ以降も、協議会と「相談室」の連携を密にすること等により、利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実をより一層図って行くこととなった。